

国公立大学振興議員連盟 第28回総会
令和6年8月27日(火) 13:00~14:00

地域の高等教育の将来像と 公立大学の果たす役割

高等教育の在り方に関する特別部会(中間まとめ)を受けて

- 1 公立大学は101大学へ
- 2 公立大学財政の課題
- 3 「中間まとめ」が示す課題と公立大学の対応
- 4 地域の高等教育の将来像

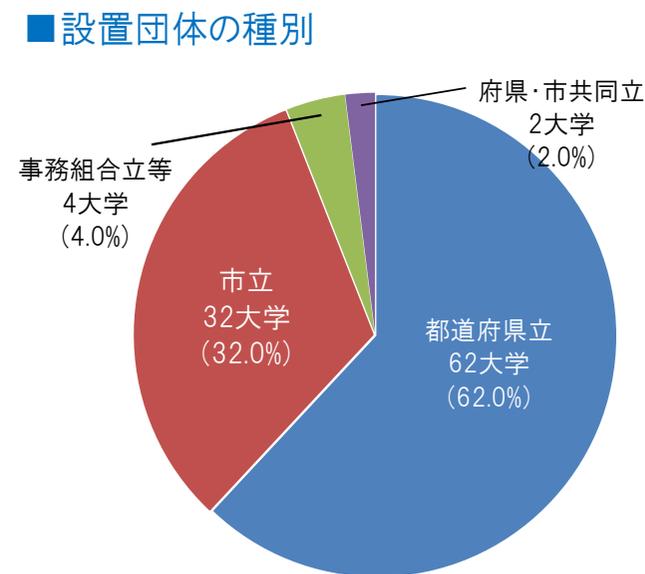
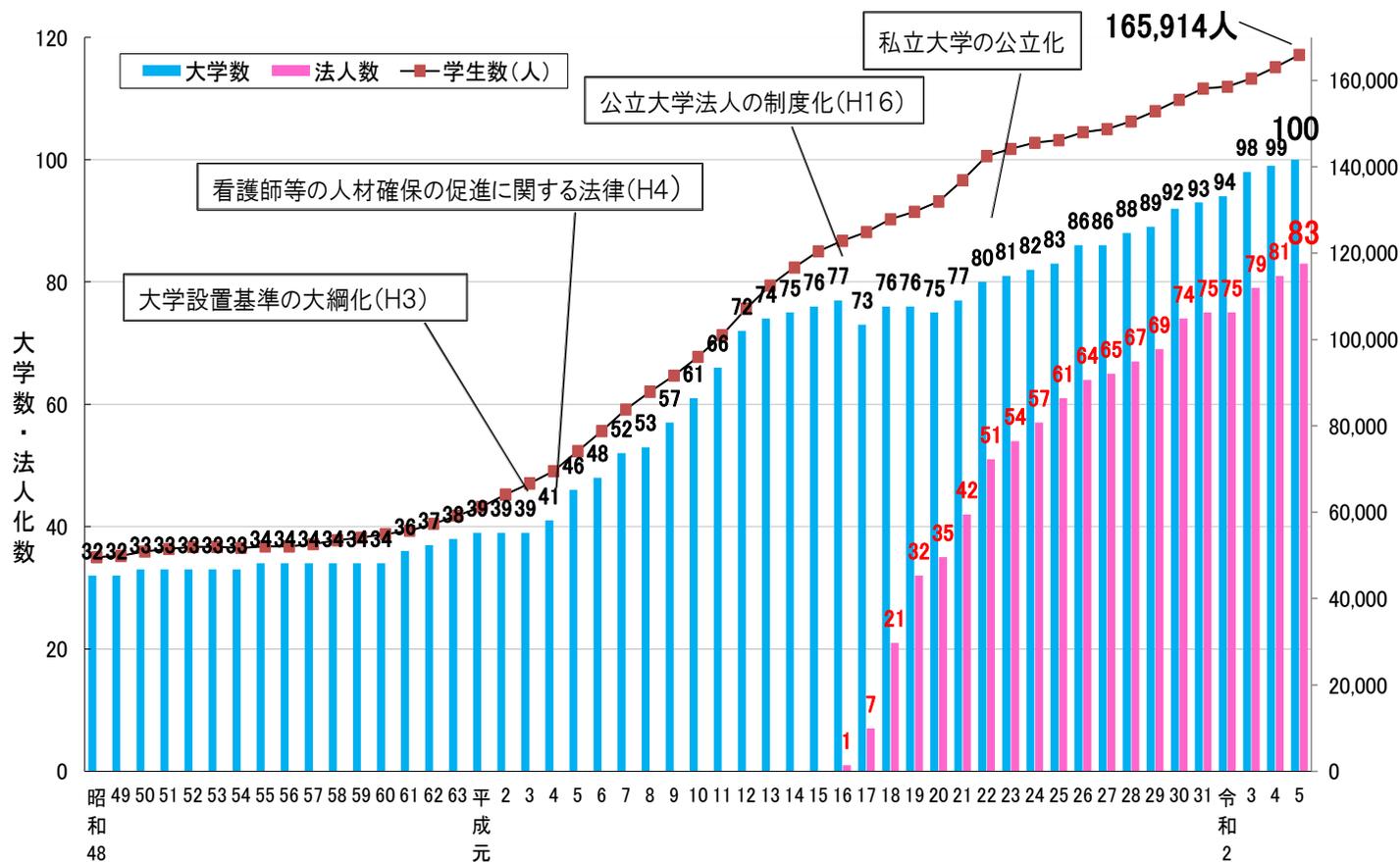
1 公立大学は101大学へ

平成期に全国各地域に広く設置されるようになった公立大学

都道府県では、ほぼ標準行政となっている(44/47都道府県)

政令市では医学部を含む総合大学を設置する自治体が歴史を積み重ねている

中核市・一般市においても、地域の高等教育のあり方を念頭に公立大学を設置



出典: 文部科学省作成資料【大学数: 全国大学一覧、学生数: 学校基本統計】
 ※大学数に、募集停止の大学は含まない。また、大学数、法人数、学生数ともに公立短期大学分は含まない。

設置自治体の種別の大学設置状況(2024年度)

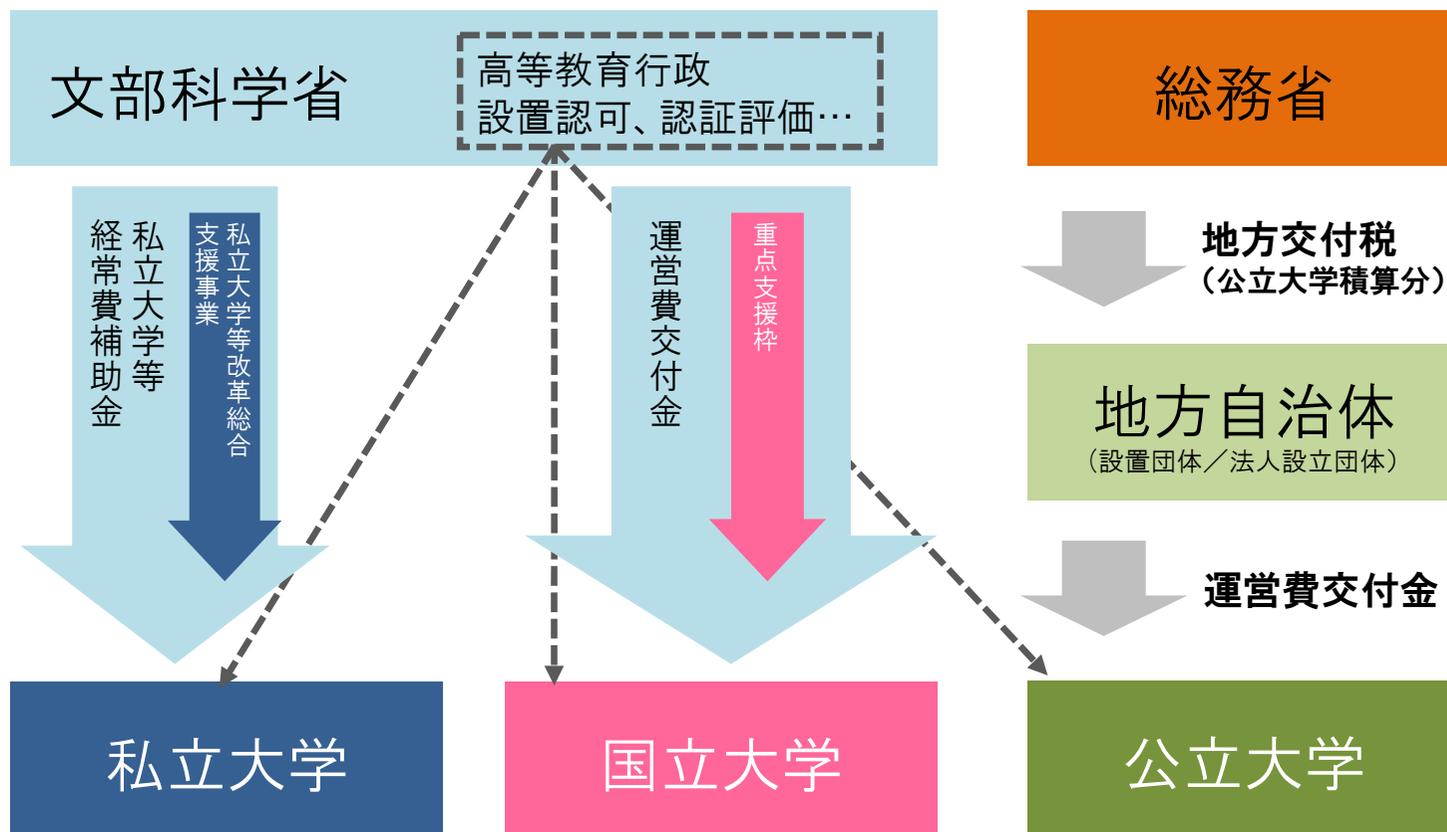
青字＝医歯学部を有する 9 赤字＝学校法人の設置者変更 12 緑字＝専門職大学 3 下線を付した大学＝自治体直営 10

| | | 都道府県 44/47 | 政令市 9/20 | 中核市等 13/85 | 一般市 17/687 |
|------|---------------------------------|---|---------------------------------------|---|---|
| 総合大学 | 5学部以上 かつ学生 定員4,000 名以上 | 東京都立、 大阪公立(府市共同)、 兵庫県立 | 横浜市立、 名古屋市立、 大阪公立(再掲)、 北九州市立 | | |
| | 複数分野 の学部を 有する大 学 | 岩手県立、秋田県立、宮城、新潟県立、 山梨県立、長野県立、富山県立、福井県立、 静岡県立、静岡文化芸術、愛知県立、 滋賀県立、京都府立、公立鳥取環境(県市共同)、 島根県立、岡山県立、県立広島、山口県立、 高知県立、高知工科、福岡県立、長崎県立、 熊本県立 (23大学) | 札幌市立、 広島市立 | 旭川市立、 公立鳥取環境(再掲)、 福山市立 | 長野、公立小松、 福知山公立、尾道市立、 山陽小野田市立山口東京 理科、 周南公立、 名桜(組合立)(8大学) |
| 単科大学 | 看護系以 外 | 札幌医科、国際教養、山形県立米沢栄養、東北農 林専門職大学、福島県立医科、会津、群馬県立女 子、東京都立産業技術大学院、石川県立、静岡県 立農林環境専門職、静岡社会健康医学大学院、情 報科学芸術大学院、愛知県立芸術、京都府立医科、 奈良県立医科、奈良県立、和歌山県立医科、芸術 文化観光専門職、叡啓、九州歯科、福岡女子、沖縄 県立芸術 (22大学) | 京都市立芸術、 神戸市外国語 | 公立はこだて未来(広域連合)、 青森公立、秋田公立美術、 高崎経済、前橋工科、 長岡造形、金沢美術工芸、 岐阜薬科、下関市立、 宮崎公立 (10大学) | 釧路公立(組合立)、 公立千歳科学技術、 三条市立、 都留文科、 公立諏訪東京理科(組合 立・3市)、 (5大学) |
| | 看護系 看護医療 系の単科 大学 | 青森県立保健、山形県立保健医療、茨城県立医療、 群馬県立県民健康科学、埼玉県立、 千葉県立保健医療、神奈川県立保健福祉、 新潟県立看護、長野県看護、石川県立看護、 岐阜県立看護、三重県立看護、香川県立保健医療、 愛媛県立医療技術、大分県立看護科学、 宮崎県立看護、沖縄県立看護(17大学) | 川崎市立看護 神戸市看護 | | 名寄市立、 敦賀市立看護、 新見公立 |

大学の区分はあくまでも参考。事務組合等立については、組合を構成する町、村も関与する自治体となるが本表では省略している。

2 高等教育における国・地方の財政の別

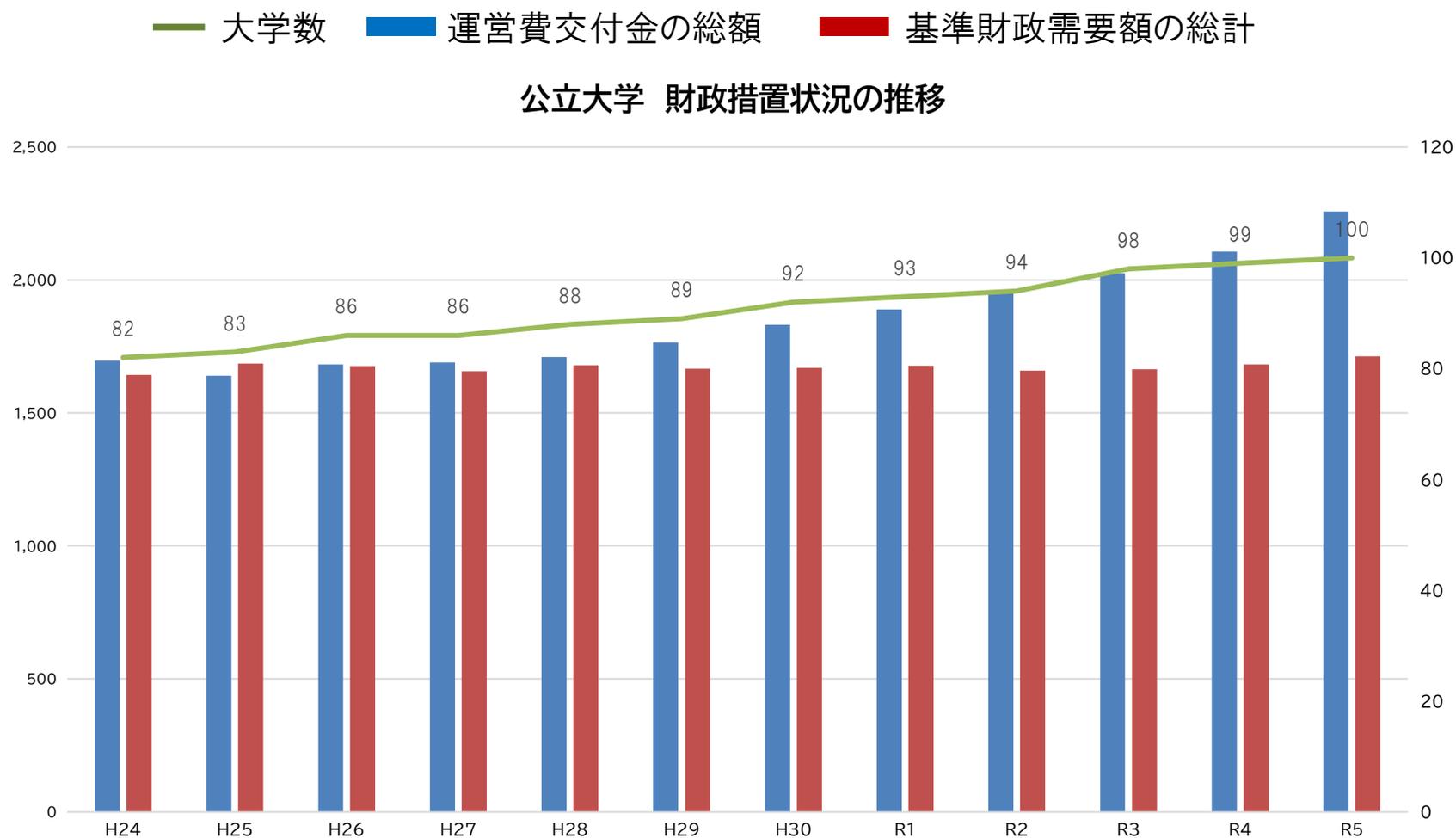
公立大学は地方財政によって支えられている。
設置自治体の政策判断に基づき財源が措置される。



地域の高等教育の全体像を考えるうえでは、
財源問題をどのように考えるかが課題となる。

公立大学に対する財源措置の現状

公立大学数の増加や光熱費高騰等に伴い、設置自治体負担は増加。地方財政措置への反映には、公立大学が地域の高等教育に果たす役割を繰り返し明確化する必要がある。



【出典】平成24年度～令和5年度公立大学便覧より公立大学協会事務局作成

議連の支援により、国の財政措置が実現

「医師の働き方改革」の課題において、
令和5年度補正予算(140億円)で大学病院への施設整備補助。
オールジャパンの課題には、**公立大学を含め支援が実現。**

(地域の高等教育の全体像を考える上でのヒントとなる)

地域医療の最後の砦、公立大学附属病院(令和6年8月時点)

※…国公私含め、**県内唯一**の附属病院を有する大学



高等教育の在り方に関する特別部会(中間まとめ)冒頭より

危機は今、我々の足下にある。

それは、この急速な少子化である。

これは目を逸らすことのできない事実であり、

我々はまず、この現実を直視すべきである。

3 「中間まとめ」が示す課題と公立大学の対応

「中間まとめ」が公立大学に求める役割

- ① 地理的観点からのアクセス確保
- ② 社会経済的観点からのアクセス確保
- ③ 科学技術を支える人材の育成
- ④ イノベーション創出人材の輩出
- ⑤ 行政課題の解決

① 地理的観点からのアクセス確保

公立大学「附属高校」の設置(山口県立大学の取組)



<本学附属高等学校の概要>

- 1 設置者変更対象校
名称:山口県立周防大島高等学校
位置:大島郡周防大島町
- 2 開校時期
令和8年4月(目標)
- 3 設置者変更方法
開校年度に一斉に変更(※)
※周防大島高等学校の令和6年度及び7年度入学生は、令和8年度に附属高等学校の生徒となります。

設置目的

高大7年間(高校3年+大学4年)の一貫した教育課程や、高校と大学が連携した教育活動を通して、現在の画一化した知識重視の教育ではなく、地域課題の解決等に必要な知性や力を身に付ける教育を展開し、将来、山口県で活躍する人材を育成する。

育てたい生徒像

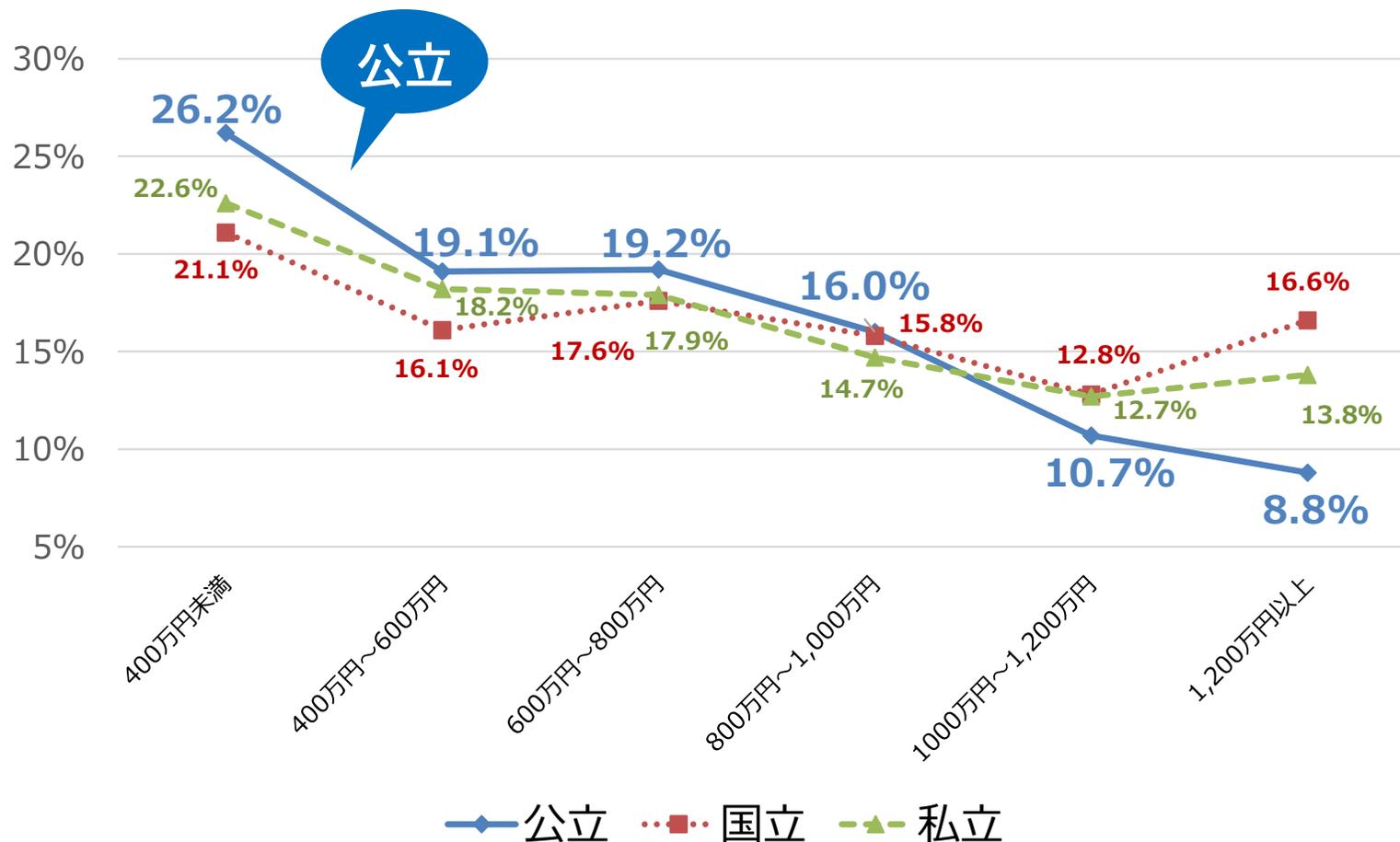
地域に誇りを持ち(Civic Pride)、地域を愛し、地域を活性化するために、山口県の自然・歴史・文化・産業等を理解し、地域課題の解決等に必要な知性(答えのない問いについて考える力)や行動力を自ら身に付ける生徒



② 社会経済的観点からのアクセス確保

公立大学は家計が厳しい状況にある学生を受け止めている

家庭年間収入別 学生数割合(大学昼間部)



③ 科学技術を支える人材の育成

都立町田高校での探求講座（東京都立大学の取組）

目的：講演および研究者の体験を通じ、学ぶことの大切さ、
課題を探究することの意義、社会貢献のあり方などを主体的に学ぶ

実施日：2023年6月10日 / 対象：高校1年生(318名)

内容：8:50-10:05 講演「宇宙の謎に迫る」大橋隆哉 学長（右写真）、
10:05-10:20 質疑応答、10:30-12:00 教室訪問と質疑応答



講師としての感想：

- 講演を受けて生徒たちが熱心に質問してくれて、大学の講義以上に手応えを感じた
- 事後の感想文も送っていただいたが、高校生の多くが研究の面白さや、失敗してもあきらめない姿勢に共感してくれることは頼もしく感じた
- 今の高校生は大変だと思う一方、大学レベルの研究のやり方に触れてもらえたことは有意義だった



宇宙物理学とその研究方法についてわかりやすく講演

④ イノベーション創出人材の輩出

企業との連携によるキャリア教育(岩手県立大学の取組)

- 滝沢市・岩手県立大学イノベーションセンター・パークに参画する企業約30社とともに、「企業学群」を創設。
- 産学連携による事業共創や人材育成、イノベーション創出を目指す。



⑤ 行政課題の解決

市と連携した医療施策(名古屋市立大学の取組)

市立病院を市立大学病院に移管し、市の病院行政全体をコーディネート



4 地域の高等教育の将来像と地方自治体

「中間まとめ」は、地方公共団体を巻き込んだ議論のあり方に言及

- **地域の人材育成の在り方について議論を行う場の構築**
 - ー 地域における志願動向や人材需要の情報収集・整理
 - ー 地域の実態等を踏まえ、各高等教育機関における連携・再編等の計画策定支援や各計画の実行を支援するための仕組みの構築
- **各高等教育機関や地域において検討を促すための仕組みの整備**
 - ー コーディネーターとなる人材の育成・配置
 - ー 議論を行う場に参画することが見込まれる地方公共団体における、地域における大学振興に関する担当部署の整備
 - ー 地方大学の振興や高等教育へのアクセス確保を図るための、国における司令塔機能を果たすための組織体制の充実・強化

**公立大学は、設置者である地方自治体との間で、
地域の高等教育について対話を重ねてきた。**

設置自治体政策を含めたガバナンスが求められる

公立大学のガバナンスは、設置自治体の政策と一体的に形成される

公立大学ガバナンス・コード（2023年1月）

基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた 計画策定と体制構築

- 原則1-1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定
- 原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築
- 原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築
- 原則1-4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成
- 原則1-5 自ら実行する不断の改革 基本原則

基本原則2 公立大学の適正な経営の展開

- 原則2-1 学長をはじめとした経営執行部の責務
- 原則2-2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築
- 原則2-3 学長選考機関の責務
- 原則2-4 法令遵守とリスクマネジメント

基本原則3 教育研究の発展

- 原則3-1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現
- 原則3-2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築

基本原則4 地域社会への貢献

- 原則4-1 ステークホルダーとの信頼醸成
- 原則4-2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学

基本原則5 持続可能性・多様性のある社会への対応

- 原則5-1 持続可能な社会のための貢献
- 原則5-2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進
- 原則5-3 人権の尊重とハラスメントの防止

ガバナンス・コードの活用

- 高等教育アクセス確保
- 地域の高等教育の全体像



これらを念頭に改正を行う



新たな公立大学設置の際にも
求められる自主規範として機能させる。

地域の高等教育の将来像

地方自治体には、高等教育に関する専門性はないが、地域の未来と高等教育を合わせて考える力がある。



地方自治体の役割は大きい



地域の高等教育の将来像については、公立大学がこれまで地方自治体とともに歩んだ経験をもとに力を尽くす